

# 商品売買契約書

契約日：平成 年 月 日

| 売主(甲)   |                        |
|---------|------------------------|
| 氏名      | Ⓜ                      |
| 住所      | 都・道<br>府・県             |
| 電話番号    |                        |
| 運転免許証番号 | 都・道<br>府・県 公安委員会発行 第 号 |

| 買主(乙) |   |
|-------|---|
| 会社名   | C. S. A. (シーエスエー)   |
| 担当者   |   |
| 所在地   | 〒595-0811 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北3-8-10                                  |
| 連絡先   | TEL:0725-22-2122 FAX:0725-21-8889 MAIL:info@parts-kaitori.com |

| 買取商品目録    |                  |
|-----------|------------------|
| メーカー・品名   |                  |
| 型番        |                  |
| シリアル番号    |                  |
| 引き取り時動作確認 | 確認OK ・確認NG ・帰社確認 |
| 不具合箇所     |                  |

買取金額(総額表示) \_\_\_\_\_ 買取金額支払い方法 \_\_\_\_\_ 引取時払い ・ 銀行振込(後日)

| 特記事項及び契約特記事項 |
|--------------|
|              |

約款 売主は約款を熟読の上、ご署名・ご捺印下さいますようお願い申し上げます。

- 第1条 売主(以下、甲という)は買主(以下、乙という)に上記買取商品を上記売買条件にて売り渡し、乙はこれを買受ける。
- 第2条 当該商品が盗難品、模造品、その他公序良俗に反するものであった場合、売買金額の返還及びかかる損害の賠償請求権を有する。
- 第3条 甲は上記買取商品目録に虚偽がないことを保証する。
- 第4条 乙は出張買取時、現地で動作確認が行えない物は帰社後確認することが出来る。但し動作確認は可及的速やかに行い結果を甲へ報告する。帰社後動作確認が出来なかった場合は買取金額の減額(支払済み売買金額の返還)を求めることが出来る。
- 第5条 甲は前条で定めた減額に異議がある場合は本契約を解除できる。但し、違約金の支払い義務は発生する。
- 第6条 本契約の解除は違約金(¥30,000-)を相手方へ支払う事で可能とする。但し動作不良などの事由による乙の申込みは支払義務を免責とする。
- 第7条 売買金額の支払は商品引換え(引渡し時払い)または銀行振り込みとする。振込は商品引取日の翌営業日とし振込手数料は甲が負担する。
- 第8条 甲は本契約締結に伴い公的機関の発行した写真付き身分証明書を本人確認として提示する。
- 第9条 本契約を証するため本書を2通作成し各自署名捺印の上、各自1通ずつ保管する。

以下余白

